

山縣市議会の各種会議の法定化と透明化を求める請願書

請願者 山州市の条例や制度を考える会

(旧名称「山州市の条例改正を実現するための直接請求」)

山州市伊佐美156 請求代表者 長屋正信

山州市西深瀬208-1 寺町緑(みどり)



紹介議員

寺町知正



2008年9月8日

山州市議会議長 藤根圓六 様

請 願 趣 旨

1. 山州市議会議員選挙におけるポスター代水増し事件などを受けて、山州市民の中には市議会に対する失望がありますが、汚名挽回につとめてほしいとの強い願いもあります。

また、山州市議会の議員の費用弁償の廃止、議員報酬・手当てにおけるボーナス加算の廃止など、全国的にも先をいく事例は高く評価されています。

市民は、議会が各種の会議の透明性を高め、民主的にしっかり運営して欲しいと期待しています。

2. 本年2008年6月18日、国会において地方自治法が改正されました(9月1日施行)。

その主要な点は、都道府県や市町村の議会の会議の法定化と透明化、報酬の明確化などです。

前段の「議会の会議の法定化と透明化」に関する改正においては、

「第百条第十二項を第百条第十三項とする。第百条第十一項の次に次の一項を加える。

○12 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」と規定されました。

改正するに当たっての提案理由は、「普通地方公共団体の議会の実態等を踏まえ、議会活動の範囲を明確化する等のため、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとする。」とされています。

同日、総務省から全国に出された「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について(通知)」(総務省自治行政局行政課長/総行第73号/平成20年6月18日)(資料-1)の要点は

「1. 上記の改正は、普通地方公共団体の議会の議員の活動のうち、議案の審査や議会運営の充実を図る目的で開催されている各派代表者会議、正副委員長会議、全員協議会等について、会議規則に定めることにより、議会活動の範囲に含まれ得ることを明確にしようとするものであること。

2. 改正法に基づく協議又は調整を行うための場における議会活動については、説明責任の徹底及び透明性の向上を図ることも重要であることから、会議規則に所要の規定を設けるにあたっては、例えば、協議又は調整を行うための場を設ける手続きのほか、協議又は調整の目的等その内容が明らかになるよう規定する必要があること。」です。

3. これらのことは、都道府県議長会、市議会議長会、町村議長会も各議会に通知しています。

これらから、全国の地方自治体の議会において、制度化の検討が進められ、例えば三重県議会は8月12日に規則改正(資料-2)し、愛知県議会(資料-3)や岐阜県議会も9月中旬に改正する見込みです。全国各地の市町村も、既に改正もしくは9月議会中に改正すべく協議中です。

ところが、山州市議会では「会議規則」等の改正等の検討がなされていません。

4. 今回改正された法の条文は、「場を設けることができる」としてありますから、改正してもしなくてもどちらでもよいという意見もあり得ますが、この条文は、「現実に、すでに『場』がある場合」は当然に規定すべきであると解釈されます。

そもそも、『できる』との規定」の解釈に関して、費用弁償(法第203条第3項)や政務調査費(法第100条第14項)などは「条例で定めれば支給できる」との趣旨ですから任意性がありますが、他方、今回の改正のように議会の構造やシステム、実態そのものについて新たに規定する概念が生じた場合には裁量はありません。そうでなければ、法改正の趣旨・目的が否定されてしまいます。

5. 山県市議会には、現在、法定の本会議、常任・特別委員会、議会運営委員会があります。

委員会協議会があってはならないのは当然として、他に全員協議会、正(副)委員長会議、会派代表者会議、議会報編集委員会、その他の会議が存在すると思われます。

(1) 法改正に伴って、総務省通知の「1. 議会活動の範囲に含まれ得ることを明確にする」ために、これらの会議を「会議規則」等で位置づける必要があります。

なお、当該公務参加者らには通勤時を含めて公務災害の対象となるというメリットもあります。

(2) 同通知の「2. 説明責任の徹底及び透明性の向上を図ることも重要である」に照らして、会議の公開や会議の記録の整備も不可欠です。透明性の確保には、何より会議の公開が基本であり、例えば、三重県議会委員会条例(委員会の公開)第十八条「委員会は、これを公開する。ただし、委員会の議決で秘密会とすることができる。」のように規定する必要があり、実際、近年、各地の議会や(行政)が会議の公開原則を明確にする方向に進んでいます。

また、説明責任の徹底と透明性の向上のためには、会議記録の公開が必要です。もちろん、山県市の規模の自治体議会においては、次善の策として、これらの各種会議について要点記録とともに「録音媒体」を会議記録として保存しておけば、議事録作成経費などの費用負担や事務増大を抑制しつつ説明責任の徹底と透明性の確保ができます。

以上のことから、私たちは、地方自治法第124条によって、ここにお願いいたします。

請 願 項 目

- 一. 地方自治法改正に合わせて、山県市議会の全員協議会、正(副)委員長会議、会派代表者会議、議会報編集委員会、その他の会議に関して、名称、目的、構成員、招集権者及び期間などを速やかに会議規則に位置づけること。
- 二. 山県市議会委員会条例(傍聴の取扱い)「第18条 委員会は、これを公開する。」と改正するとともに、前項の各種会議も公開とする原則を確立すること。

(資料-4) 山県市議会委員会条例 (傍聴の取扱い)「第18条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会) 第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いしないで委員会に諮って決める。」

総行 行 第 7・3 号
平成20年6月18日

各都道府県総務部長
(人事担当課扱い)
(市町村担当課扱い)
各都道府県議会事務局長 } 殿

総務省自治行政局行政課長



地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について (通知)

地方自治法の一部を改正する法律(平成20年法律第69号。以下「改正法」という。)が、平成20年6月11日に成立し、同月18日に公布されました。

今回の改正は、普通地方公共団体の議会の実態等を踏まえ、議会活動の範囲を明確化するため、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとするとともに、議員の報酬に関する規定を整備するものであり、衆議院総務委員長の提案により成立したものであります。

貴職におかれましては、下記の事項について遺漏のないよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第1 議会活動の範囲の明確化に関する事項

議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるものとされたこと。(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第100条第12項関係)

- 1 上記の改正は、普通地方公共団体の議会の議員の活動のうち、議案の審査や議会運営の充実を図る目的で開催されている各派代表者会議、正副委員長会議、全員協議会等について、会議規則に定めることにより、議会活動の範囲に含まれ得ることを明確にしようとするものであること。
- 2 改正法に基づく協議又は調整を行うための場における議会活動については、説明責任の徹底及び透明性の向上を図ることも重要であることから、会議規則に所要の規定を設けるにあたっては、例えば、協議又は調整を行うための場を設ける手続のほか、協議又は調整の目的等その内容が明らかになるよう規定する必要があること。

第2 議員の報酬に関する規定の整備に関する事項

議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改めるとされたこと。(自治法第203条及び第203条の2関係)

なお、改正法の施行日以降、新たな報酬等の支給までに、報酬等に関する条例の改正が必要であること。

第3 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされたこと。(改正法附則第1条関係)

地方自治法の一部を改正する法律の概要

1 議会活動の範囲の明確化

各派代表者会議、全員協議会等議会における議案の審査、議会運営の充実を図るため各種の会議等が開催されている実態を踏まえ、議会活動の範囲を明確にするため、議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとすること。

2 議員の報酬に関する規定の整備

議員の報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等と異なっていることを明確にするため、現行の同一条項から議員の報酬の規定に係るものを分離し明確にするるとともに、名称を「議員報酬」に改めること。

3 施行期日

公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

議 会 規 則

(資料-2)

三重県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年八月二十二日

三重県議会議長 萩 野 隆 一

三重県議会規則第一号

三重県議会会議規則の一部を改正する規則

三重県議会会議規則(昭和三十一年三重県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

「第十五章 議員の派遣(第九十六条)

目次中 第九十六条 (議員の派遣) を

第十六章 附則(第九十七条)

第九十七条 (会議規則の疑義に対する措置)」

「第十五章 協議又は調整を行うための場(第九十六条)

第九十六条 (協議又は調整を行うための場)

第十六章 議員の派遣(第九十七条)

第九十七条 (議員の派遣) に改める。

第十七章 附則(第九十八条)

第九十八条 (会議規則の疑義に対する措置)」

第十六章中第九十七条を第九十八条とし、同章を第十七章とする。

第九十六条第二項中「第百条第十二項」を「第百条第十三項」に改め、第十五章中同条を第九十七条とし、同章を第十六章とする。

第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第九十六条 法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。
 - 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者その他必要な事項を明らかにしなければならない。
 - 4 前三項に定めるもののほか、協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。
- 附則の次に次の別表を加える。

別表(第九十六条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
代表者会議	議会の活動、運営等の基本的事項に関し協議又は調整を行うこと。	議長、副議長及び会派から選出する議員	議長
全員協議会	県政の課題、議会の運営等に関し協議又は調整を行うこと。	全議員	議長
議案諮取会	議案等に関し提出者の説明を聴取して協議を行うこと。	全議員	議長
委員長会議	委員会の運営等に関し協議又は調整を行うこと。	議長、副議長、常任委員長、議会運営委員等及び特別委員長	議長
広聴広報会議	議会の広聴広報に関し協議又は調整を行うこと。	副議長及び会派から選出する議員	副議長

附 則

この規則は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十九号)の施行の日から施行する。

愛知県議会会議規則の一部改正(案)

会議規則に第15章第118条として、「協議又は調整を行うための場」に係る規定を新規に規定し、現行の第15章第118条以下を、1章・条ずつ繰り下げる。

現行規定	改正案
<p>第15章 議員の派遣 (議員の派遣)</p> <p>第118条 法第百条第十二項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第16章 補則 (会議規則の疑義に対する措置)</p> <p>第119条 略</p>	<p>第15章 協議又は調整を行うための場</p> <p>第118条 法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。</p> <p>3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、その名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。</p> <p>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、協議等の場において別に定める。</p> <p>第16章 同左 (議員の派遣)</p> <p>第119条 法第百条第十三項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第17章 同左 (会議規則の疑義に対する措置)</p> <p>第120条 略</p>

別表(第118条関係)			
名称	目的	構成員	招集権者
団長会議	議会の事務の執行について議長が必要と認めた事項の協議	議長、副議長及び各会派の代表者	議長
幹事長会議	議長又は議会運営委員会が必要と認めた議会運営上の事項の協議	議長、副議長及び各会派の代表者	議長
総務・政審会長会議	請願に関する意見交換並びに意見書案及び決議案に関する調整	議長、副議長及び各会派の代表者	議長
委員長会議	委員会運営の基本方針等の協議	委員長	議長
議案説明会	議案審議のための調査及び委員会審査の調整	全議員	議長
政策条例策定検討会	議員提案による政策条例の策定の協議	各会派の代表者	政策条例策定検討会座長
全員協議会	議会活動及び議会運営等の基本的事項に関する協議又は調整	全議員	全議員を代表する者
各派世話会(各派世話人選出準備会を含む。)	議会の組織及び運営に関する事項の協議	全議員を代表する者及び各派の代表者	議長又は各派世話会座長
政治倫理審査会	政治倫理に係る個別案件の審査及び協議	政治倫理審査会委員	政治倫理審査会会長